

(参考資料2)

米国産牛肉等の輸入再開に当たって

平成17年12月12日

厚生労働省

農林水産省

厚生労働省及び農林水産省は、去る8日の食品安全委員会の答申を踏まえ、米国産牛肉の輸入再開について米国政府と協議してまいりましたが、本日、その輸入条件について米国政府と合意しました。厚生労働省及び農林水産省は、これを踏まえ、下記のとおり必要な措置を講じ、国民の皆様の食の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

また、カナダ産牛肉についても、その輸入条件について、本日、カナダ政府と合意しましたので、米国産牛肉と同様の措置を講じてまいります。

記

1. 米国産牛肉等の輸入条件の遵守について

(1) 米国産牛肉及びカナダ産牛肉（内臓を含む。以下「米国産牛肉等」という。）

については、食品安全委員会の答申において、

① 全月齢からの脳、脊髄等の特定危険部位（SRM）の除去

② 20ヶ月齢以下と証明される牛由来の牛肉

等の輸入条件が遵守されれば、国産牛肉とのBSEリスクの差は非常に小さいとされました。厚生労働省と農林水産省は米・カナダ両国内における輸入条件の確実な実施を担保してまいります。

(2) 輸入条件は米国政府等が責任を持って遵守することとなっていますが、厚生労働省と農林水産省としても、このことを確保するため、速やかに担当官を米国及びカナダに派遣して査察を行い、直接確認いたします。

査察では農場での飼養管理やと畜場の処理工程をチェックします。できるだけ早期に全ての対日輸出施設を対象に査察を行い、順次、その結果を情報提供いたします。

(3) また、米国等の飼料規制の遵守状況等について情報収集を行い、不適切な事例があった場合は米国政府等に改善を要求します。

さらに、米国産牛肉等の到着時に、厚生労働省検疫所及び農林水産省動物検疫所が輸入牛肉の全ロットを検査する等、水際の輸入検査を徹底します。

2. 国民の皆様への情報提供について

(1) 輸入再開については、科学に基づく安全性確保を原則とするとともに、国民の皆様の理解と信頼を得るよう対処することが重要と考えております。このため、国民の皆様への的確な情報提供を実施してまいります。

(2) 厚生労働省と農林水産省は、先般、食品安全委員会が実施した意見交換会に積極的に参加し、リスク管理措置の考え方等について説明を行いました。加えて、15日より全国で9ヶ所で説明会を開催し、具体的な輸入条件やその担保措置等について積極的に情報を提供してまいります。両省で行う査察の結果についても、随時、情報を提供いたします。

3. 原産地表示の推進について

消費者の選択に資する観点から、適切な表示が確保されることは極めて重要です。

既に原産地表示が義務付けられている生鮮の輸入牛肉については、今後とも適切な表示に向けて監視指導を徹底してまいります。牛肉加工品についても、既に平成16年9月より、加工度の低い「味付けカルビ」、「合挽き肉」等が原産地表示の対象となっており、平成18年10月からこの表示は義務化されます。

また、外食における原産地表示については、本年7月に策定されたガイドラインにより、業界の自主的な取組を促進してまいります。

今後とも、こうした取組により、加工品や外食の原産地表示を推進してまいります。